

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

平成27年4月から始まる子ども・子育て新制度では、子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提にしつつ、子どもやその子どもを育てる家族や地域の子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築することを目的としています。

また、本町の町民憲章では、住民が暮らしやすい生活をおくるだけでなく、「笑顔」「創意」「夢」といった、より心豊かな生活をおくることを目標としています。

これらの考え方を踏まえ、本計画の基本理念を次のように定めます。

■基本理念

育てよう 夢いっぱい 笑顔あふれる 白子の子どもたち



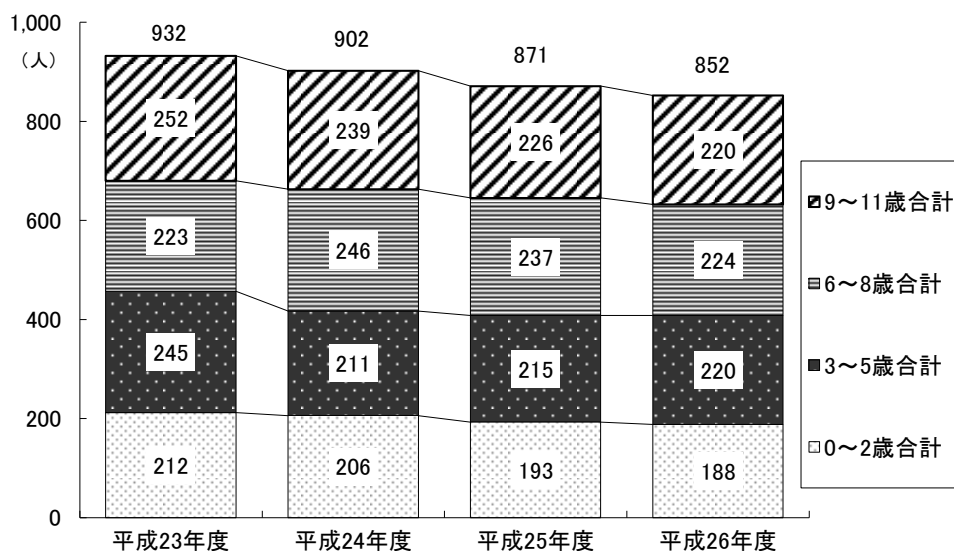
第2節 計画の基本方針

1 児童人口の推移

本町の0～18歳の児童人口は、平成26年4月1日現在1,473人で、その内、小学生までの人口は852人となっています。平成23年度と比較すると、0～18歳までは127人減、小学生までの人口は80人減となっています。

	児童人口の推移			
	23年度	24年度	25年度	26年度
0歳	70	59	57	55
1歳	80	72	67	67
2歳	62	75	69	66
3歳	77	67	77	79
4歳	68	75	64	60
5歳	100	69	74	81
6歳	76	94	69	65
7歳	75	77	90	82
8歳	72	75	78	77
9歳	81	70	76	86
10歳	89	80	68	58
11歳	82	89	82	76
12歳	82	81	87	87
13歳	106	84	79	83
14歳	95	105	85	84
15歳	94	96	103	91
16歳	90	92	93	100
17歳	102	92	91	86
18歳	99	100	88	90
0～2歳合計	212	206	193	188
3～5歳合計	245	211	215	220
6～8歳合計	223	246	237	224
9～11歳合計	252	239	226	220
0～11歳合計	932	902	871	852
0～18歳合計	1,600	1,552	1,497	1,473

※平成26年度は4月1日、平成26年度以前は10月1日現在の住民基本台帳(ただし、外国人登録制度廃止以前の平成23年度については日本人のみ)。

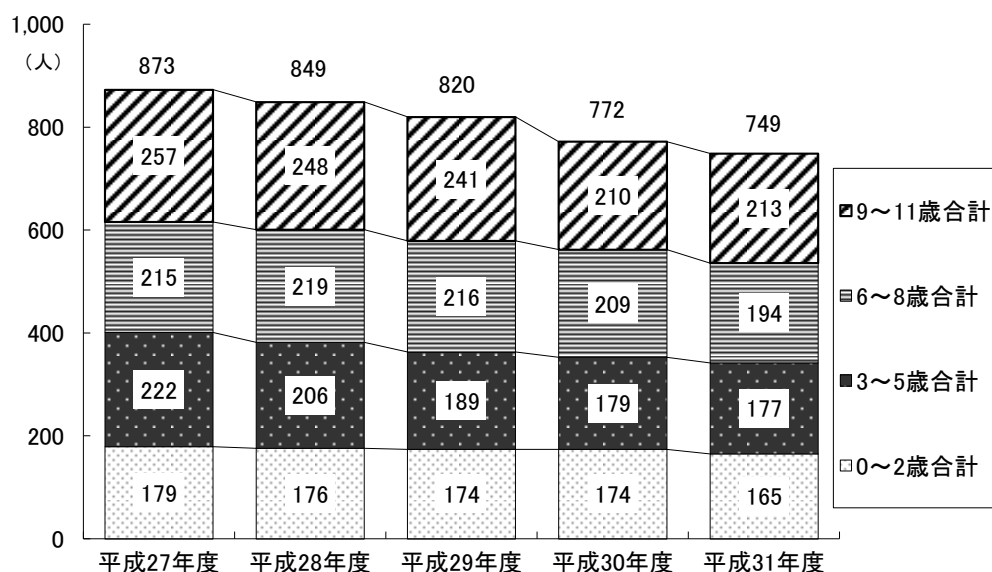


2 計画期間の将来推計人口

コーホート変化率法を用いて、本町の将来人口を推計すると、0～11歳の児童人口は、平成27年度に873人、平成31年度には749人と、5年間で124人の減少が見込まれ、今後も児童人口の減少が進行することが考えられます。

	計画年間の児童人口の推移(推計)				
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
0歳	54	60	56	54	52
1歳	62	57	64	59	57
2歳	63	59	54	61	56
3歳	67	66	62	57	64
4歳	76	64	63	59	54
5歳	79	76	64	63	59
6歳	68	77	74	62	61
7歳	76	66	75	72	60
8歳	71	76	67	75	73
9歳	97	71	75	67	74
10歳	81	95	69	73	66
11歳	79	82	97	70	73
12歳	74	77	81	95	69
13歳	86	74	77	81	95
14歳	93	86	75	78	82
15歳	84	92	86	75	78
16歳	91	81	89	83	73
17歳	106	93	83	90	85
18歳	99	103	90	81	87
0～2歳合計	179	176	174	174	165
3～5歳合計	222	206	189	179	177
6～8歳合計	215	219	216	209	194
9～11歳合計	257	248	241	210	213
0～11歳合計	873	849	820	772	749
0～18歳合計	1,506	1,455	1,401	1,355	1,318

※平成23年度～平成25年10月1日の住民基本台帳(日本人人口)をもとに算出した推計値です。なお、「コーホート変化率法」とは、各コーホート(同じ年又は同じ時期に生まれた人々の集団のこと)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。



第3節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需要の指標となる量の見込やその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

本町には、中学校区は1区、小学校区は3区、保育所は3か所あります。教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、細かく設定すれば、きめ細やかな計画になりますが、弾力的な運用がしづらいものとなります。本町では、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全町一地区と設定します。